

四日市市議会基本条例について

○議会基本条例とは…議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めるもの

これまでの議会改革に加え、近年の地方分権の進展を受けて、さらなる改革を目指す
条例制定にあたっては、平成17年に議員提案で制定した四日市市市民自治基本条例（理念条例）に規定する
市民自治の考え方をもとにしている

・議会基本条例制定への動き

- 平成21年6月 全議員で構成する議員政策研究会に議会基本条例分科会を設置
9回にわたる会議や、有識者による講演会の開催等の調査研究を実施し分科会原案を策定
- 平成22年6月 議会基本条例調査特別委員会を設置、分科会原案をもとにさらなる検討を開始
26回にわたる会議において調査研究を実施し、四日市市議会基本条例案を策定
条例案に対する意見募集の実施、条例施行後の議会運営について執行部との調整
議員政策研究会において四日市市議会基本条例の最終案を策定
- 平成23年3月 条例制定議案を全会一致で可決

・他の自治体議会における議会基本条例制定状況

平成23年3月8日現在、全国168自治体において議会基本条例が制定・公布済み
三重県内では、三重県議会、伊賀市議会、亀山市議会、鳥羽市議会で制定・施行済み

○四日市市議会基本条例の特徴 ～基本方針の三本柱～

「市民との情報共有」(第20条～第23条)

議会活動について積極的に情報を公開し、市民等との情報共有に努める

- ・議会内の会議を原則公開、市民等の傍聴の促進
- ・議会における決定事項について、議長からの積極的な情報発信
- ・議会活動について、市民等に対し報告を行う場の設置による情報の提供・共有

「市民参加の推進」(第24条～第26条)

議会における討議に市民意見を反映させる仕組みを構築する

- ・委員会における公聴会制度・参考人制度を活用、有識者等の識見の討議への反映
- ・議員提案条例等に関し、パブリックコメントの実施等による市民意見の反映
- ・請願の審査にあたり、請願趣旨の理解のため、紹介議員又は請願者からの意見聴取

「議員間討議の活性化」(第27条～第31条)

議員間での討議を活性化し、集約された意見から政策立案・政策提言を行う

- ・あらゆる会議において、議員間での討議を中心とした会議の運営、意見集約
- ・議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容の政策提言・条例制定
- ・議会活動や政策の重要案件への参考とするため、学識経験者等で構成する調査機関の活用
- ・予算・政策の策定過程で、議会で集約された提言・意見を、可能な限り反映させるよう執行部に求める
- ・議員の政策立案能力・政策提言能力向上を目的とした積極的な研修の実施

○新たな取り組み

「通年議会」(第9条) <定例会を年1回とし、会期を通年に>

導入前：議会の閉会中は、市長が臨時会を招集、付議事件の審査

導入後：5月から翌年4月までの1年を通して議会が開会

休会中の場合、災害等の突発的事件や緊急性のある課題、これまで地方自治法第179条第1項により
専決処分を行っていた議決事件は、原則として議長の権限で緊急議会を開催し、審議することとなる

・通年議会の実施により用語が変わります

「開会議会」：定例会の招集により、最初に開く会議（これまでの5月臨時会）

会期決定、正副議長・組合議会議員選挙・議会役員の選任等を実施

「定例月議会」：6月、9月、11月、2月に定例的に開く会議（これまでの各定例会）

一般質問を実施（2月は代表質問も）

長提案議案審議・委員会審査（決算議案は9月、当初予算議案は2月）等を実施

※各議会の名称は、議会期間ごとに、招集された日又は議会を開く日の属する月を冠して呼称する

例) 令和〇年5月開会議会、令和〇年6月定例月議会、令和〇年〇月緊急議会

「緊急議会」：定例月議会以外に緊急に必要なが生じた際に開く会議（これまでの臨時会）

「閉会議会」：閉会に際し、必要に応じて開く会議

「議会期間」：上記の議会の開催する期間（これまでの会期）

「休会」：これまでの閉会中に相当する。議長の権限で本会議を、委員長権限で委員会を開催できる

通年議会の開催イメージ

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
導入後 (平成24年 定例会)	定 例 会 (通 年 議 会)											
	開 会 議 会	休 会	定 例 月 議 会	休 会 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	定 例 月 議 会	休 会 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	定 例 月 議 会	休 会 ★ ★ ★	定 例 月 議 会	休 会 ★ ★ ★	定 例 月 議 会	休 会 ★ ★
導入前	臨 時 会	定 例 会	★ ★	★ ★	定 例 会	★ ★	★ ★	定 例 会	★ ★	定 例 会		

★・・・休会中または閉会中の常任委員会開催イメージ

・所管事務調査について

導入前：開会中の委員会における、委員からの提案による所管事務調査、または、閉会中継続調査として、特定の課題についての調査研究を実施

導入後：1年間の会期を通じ、委員会所管部局の事項に関する調査研究を実施
(議会期間中は付託議案及び請願の審査を優先する)

※調査の日程は、あらかじめ執行部と十分に協議の上決定

※執行部の出席は最小限にとどめるとともに、委員間討議に努める

「政策提案の説明要求」(第11条)

執行部が議会に対して重要な政策、計画、事業等を提案するときは、議会での審議に必要な情報として、背景・目的・効果、総合計画等における根拠や位置付け、関係する法令や条例との関係、実施にあたっての財源や将来に渡ってのコストといった事項について、説明を執行部に求める

「反問権」(第13条)

本会議における質問や委員会における質疑において、執行部から議員への逆質問を可能とする
質問趣旨の確認にとどまらず、議員の考え方や対案の提示を求める反論も含まれる

「発言の取消し勧告」(第14条)

本会議・委員会における議員、執行部の不穏当な発言(無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等)に対し、議長・委員長が発言の取消しを勧告できる

本会議(委員会)においては議長(委員長)が、議員(委員)から発言の取消し勧告を求められた場合又は議長(委員長)が不穏当な発言があったと判断した場合、各派代表者会議(当該委員会)で全会一致で不穏当な発言と判断された場合、議長(委員長)は発言した者に対し、発言の取消しを勧告する

「文書質問」(第16条)

議員は、議会期間中を除き、文書により執行部に対して質問を行うことができる

質問内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書に具体的に記載する

質問書は、議長を経由して執行部に送付し、執行部は速やかに回答するものとする

四日市市情報公開条例に規定する「不開示情報」は、答弁の対象としない

質問書・答弁書については、写しを議会事務局で保存するとともに全議員に配付することで、議会内の情報共有を図る。また、市議会ホームページ等で公開する

「附帯決議」(第17条)、「採択請願への対応」(第18条)

執行部は、本会議及び委員会において付された附帯決議を尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を議会に報告しなければならない

また、議会が採択した請願のうち、市の事務に関わるものについて、執行部が請願趣旨の実現に努めるとともに、実現に向けた対応の経過等を議会へ報告しなければならない

「議会意見の反映」(第30条)

執行部は、予算案や各種政策の策定にあたり、議員間討議により集約された提言や意見を、政策や予算案に可能な限り反映することを定めている <令和2年3月25日発議第14号により一部改正>